

国有林の地域別の森林計画（案）に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

（渡島檜山森林計画区）

北海道森林管理局

本森林計画区における国有林の地域別の森林計画について、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第1項に基づき公告・縦覧に付した案に対し、同法第6条第2項に基づく意見の申し立て及び学識経験者、関係行政機関等への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難なものの、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
別表5 開設又は拡張すべき林道の種類及び箇所別の数量等 ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 IV林道開設設計図面	開設予定林道には衛星画像を見る限り、既に敷設されている箇所もある。 開設としているものの中に「新設」以外にも、崩土除去や草刈り、砂利敷設など、既設の林道の再整備も含まれているのか。 新設と既設林道の整備とでは、周辺環境への影響や開設に係る作業の内容や経費が大きく異なるのではないか。	4	林野庁では、路網の役割に応じて①林道（林道及び林業専用道）と②森林作業道に区分しています。このうちの林業専用道とは、主として間伐や造林等の森林施業の用に供する林道で、恒久的施設として10トン積トラックや林業用車両の走行を想定したものです。対して、森林作業道とは、導入する作業システムに対応して森林整備を促進する道に利用され、主として林業機械（2トン積程度のトラックを含む）の走行を想定して作設するものです。 その上で、衛星画像により既設の林道と判断された箇所については、森林作業道に該当するものであり、このままでは、高性能林業機械や木材の運搬には使用できないため、これを林道としての規格を満たすよう整備していくこととしていることから開設として計画に計上しております。 そのようなことから、この新設の中に、崩土除去や草刈り、砂利敷設は含んでおりません。なお、図面に掲載している路線は、開設予定の位置を示しており、線形等は今後の調査や設計を経て決定することになります。
3計画樹立に当たっての基本的な考え方	国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の森林の有する多面的機能の発揮のため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえ、森林整備や保全を進めていることについて、林野庁公式SNSを使用しているものの、国民に浸透していないことから、このような情報を広く周知していくことは検討しないのか。	4	森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林の整備・保全の重要性について、国民の皆様により分かりやすいものとなるよう、引き続き情報発信に取り組みます。
—	北海道では主伐時の保持林業の実証実験を始めているところ。そのことについて、国有林ではどのような方針で考えているのか。	4	北海道森林管理局では、森林の有する多面的機能の発揮に向けて「多様な森林づくり」の推進に取り組んでいます。具体的には、①伐採する際に、広葉樹が良好にまとまって生育している箇所は伐採する区域から外したり、母樹となる樹木を残す。②保育の際に、人工林内で天然に生育した樹木を残すなど、様々な姿の森林づくりを進めつつ、その過程で得られた知見等を踏まえ今後の施業の工夫を行っています。
—	計画策定に伴う皆伐と択伐の割合や場所はどのように定められるのか。	4	全国森林計画の考え方に即して、森林計画区ごとに主伐と間伐の数量を今後の資源量の見立てから算出して計画に計上しています。 主伐のうち、皆伐と択伐の割合、実施する場所については、別に定める国有林野施業実施計画において個別に設定しており、現地の状況に応じて、当該計画の数量に沿うよう個所付けをしています。
第4 森林の保全に関する事項 1 森林の土地の保全に関する事項 （2）森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその方法 別表3	根及び表土の保全の観点で、搬出方法が特定される森林があるが、それ以外の森林では、特段留意する計画は立っていないのか。 また、土壌圧密による土壌健全性（樹木バイオマスの減少等）への影響について、配慮が必要なのではないか。	4	「搬出方法を特定する必要がある森林」については、搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すものとして、全国森林計画に即して地形や地質、土壌等の条件により設定しているものであり、林産物を搬出する際には、原則架線集材としています。 それ以外の森林における林産物の搬出については「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえて実施することや、溪畔林においては、伐採の抑制や横断による濁水の防止等を図ることとしています。 御意見の土壌健全性への影響については、今後の検討課題とさせていただきます。

国有林の地域別の森林計画（案）に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

（日高森林計画区）

北海道森林管理局

本森林計画区における国有林の地域別の森林計画について、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第1項に基づき公告・縦覧に付した案に対し、同法第6条第2項に基づく意見の申し立て及び学識経験者、関係行政機関等への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難なものの、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
Ⅱ 第2 2 (ア) 治山事業の実施に関する方針に関して（地域別20ページ）	「国有林野の管理経営に関する基本計画」では「治山対策の推進」の中に「現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める」との文言が新たに加えられたことから、「国有林の地域別の森林計画」についても「現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努める」旨を追加して、シマフクロウの生息環境の維持及び向上に努めた施業をして欲しい。	2	本森林計画（案）の上位計画である全国森林計画においても「現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。」と記載されていることから、御意見も踏まえ、上記を追記する形で修文します。
別表5 開設又は拡張すべき林道の種類及び箇所別の数量等 ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等 Ⅳ林道開設設計図面	開設予定林道には衛星画像を見る限り、既に敷設されている箇所もある。 開設としているものの中に「新設」以外にも、崩土除去や草刈り、砂利敷設など、既設の林道の再整備も含まれているのか。 新設と既設林道の整備とでは、周辺環境への影響や開設に係る作業の内容や経費が大きく異なるのではないのか。	4	林野庁では、路網の役割に応じて①林道（林道及び林業専用道）と②森林作業道に区分しています。このうちの林業専用道とは、主として間伐や造林等の森林施業の用に供する林道で、恒久的施設として10トン積トラックや林業用車両の走行を想定したものです。対して、森林作業道とは、導入する作業システムに対応して森林整備を促進する道に利用され、主として林業機械（2トン積程度のトラックを含む）の走行を想定して作設するものです。 その上で、衛星画像により既設の林道と判断された箇所については、森林作業道に該当するものであり、このままでは、高性能林業機械や木材の運搬には使用できないため、これを林道としての規格を満たすよう整備していくこととしていることから開設として計画に計上しております。 そのようなことから、この新設の中に、崩土除去や草刈り、砂利敷設は含んでおりません。なお、図面に掲載している路線は、開設予定の位置を示しており、線形等は今後の調査や設計を経て決定することになります。
3計画樹立に当たっての基本的な考え方	国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の森林の有する多面的機能の発揮のため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえ、森林整備や保全を進めていることについて、林野庁公式SNSを使用しているものの、国民に浸透していないことから、このような情報を広く周知していくことは検討しないのか。	4	森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林の整備・保全の重要性について、国民の皆様により分かりやすいものとなるよう、引き続き情報発信に取り組みます。
—	北海道では主伐時の保持林業の実証実験を始めているところ。そのことについて、国有林ではどのような方針で考えているのか。	4	北海道森林管理局では、森林の有する多面的機能の発揮に向けて「多様な森林づくり」の推進に取り組んでいます。具体的には、①伐採する際に、広葉樹が良好にまとまって生育している箇所は伐採する区域から外したり、母樹となる樹木を残す。②保育の際に、人工林内で天然に生育した樹木を残すなど、様々な姿の森林づくりを進めつつ、その過程で得られた知見等を踏まえ今後の施業の工夫を行っています。
—	計画策定に伴う皆伐と択伐の割合や場所はどのように定められるのか。	4	全国森林計画の考え方に即して、森林計画区ごとに主伐と間伐の数量を今後の資源量の見立てから算出して計画に計上しています。 主伐のうち、皆伐と択伐の割合、実施する場所については、別に定める国有林野施業実施計画において個別に設定しており、現地の状況に応じて、当該計画の数量に沿うよう個所付けをしています。
第4 森林の保全に関する事項 1 森林の土地の保全に関する事項 (2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその方法 別表3	根及び表土の保全の観点で、搬出方法が特定される森林があるが、それ以外の森林では、特段留意する計画は立てないのか。 また、土壌圧密による土壌健全性（樹木バイオマスの減少等）への影響について、配慮が必要なのではないのか。	4	「搬出方法を特定する必要のある森林」については、搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に支障を来すものとして、全国森林計画に即して地形や地質、土壌等の条件により設定しているものであり、林産物を搬出する際には、原則架線集材としています。 それ以外の森林における林産物の搬出については「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえて実施することや、溪畔林においては、伐採の抑制や横断による濁水の防止等を図ることとしています。 御意見の土壌健全性への影響については、今後の検討課題とさせていただきます。